

## 唐代華北の主穀生産と経営

大澤 正昭

【要約】 これまでの唐宋変革期研究において、当時の生産力の急速な発展という認識は暗黙の前提とされていた。しかし、その発展の内容をより深める立場からの研究は未だ少なかったと言わざるを得ない。小論では、まず唐・五代の間における生産力発展の具体相をとりあげ、それを多毛作農法の展開に集約させつつ分析した。次いで、労働過程の側面から集約的経営のあり方を考え、大農法的、小農法的経営像を描定しようとした。その結果、唐代華北の先進地域にあっては地力維持方式に配慮を加えた上での恒常的多毛作農法が現実のものとなっていたと予想された。さらに、農業経営では小農民経営の自立的再生産の方向が明確になり、一方、大農法的な莊園経営も、その農法的基礎を確保しつつ変質を遂げていた。ここに小経営発展の一つの段階を見出すことができる。と考えられる。

史料 六四卷二号 一九八一年三月

### はじめに

我々はさきに生産力論を「原点」とする唐宋変革期研究の必要性について、学説の整理及び若干の問題提起を行なった<sup>①</sup>。しかし、そこでは日本における研究の整理・紹介に主目的が置かれたため、生産力論的立場をより深め、実証研究を行うに紙幅は残されていなかった。それ故小論では、前稿の整理と展望をもとにささかの実証的研究を試みたい。

前稿にもみた通り、これまでの研究では唐代を対象とする生産力論的研究はやや不十分であった。それは、当時の歴史的段階を示すままだった農書が残されていないなど、史料上の制約によること言うまでもない。しかし、問題に迫り得る

ような断片的史料が残されているのも事実である。これら零細な史料を集中すれば、唐代の生産力発展段階から農業経営のあり方に迫ることもある程度まで可能である。小論ではこのような方向をもって考察を進めてゆきたいと考える。

ところで、我々がこのような方向で研究しようとするのは、何よりも唐代の農業経営のあり方を把握したいからである。唐宋変革の基礎として、どのような農業経営が存在し、どのように展開してゆくのか、を浮かび上らせたのである。これまで、唐代の具体的な農業経営像に関しては、前稿に述べた莊園研究等の他にはほとんどない。わずかに菊池英夫氏、渡辺信一郎氏<sup>②</sup>などが見通しを述べられたにとどまり、その実態的・理論的検討は課題とされてきたのであった。

以上の点から、小論では唐代の農業生産力発展段階の実態を明らかにしつつ、農業経営のあり方に目を向けてゆきたい。ただ、紙数の都合もあり、小論一篇で全般的検討を行なうことはできない。とりあえず、唐代中期までの経済的中心であった華北（主に関中・河南などの黄河中流域）における畑作（主穀作）農業とその経営をめぐる特質に的を絞っておきたい。唐代後半期以降大きく発展する水田稲作及びその経営に関しては別の機会に論じたいと考えている。

① 拙稿「唐宋変革期の歴史的意義——日独（DDR）歴史学学术交流のために——」（『歴史評論』三五七、一九八〇年）。以下これを「前稿」と称する。

② 菊池氏は隋唐帝国成立期の農業経営を「債務奴隸の下人労働力による手作地主経営」が中核となつていとされる（『府兵制度の展開』）

③ 『岩波講座世界歴史』5、一九七〇年第二章の註⑥。

④ 「秦漢帝國から隋唐律令制國家へ——中國における専制國家形態と農奴制形成に関する一試論——」（『新しい歴史学のために』一三九、一九七五年）など。

## 一 主穀生産の発展と多毛作農法

これまで華北の畑作をめぐる研究の一点とされてきたのは、農業生産力発展の一指標としての二年三毛作であった。特にその始期をどの時点に設定するかについての論争があること前稿の通りである。

ところで、この二年三毛作に象徴された華北乾地農法を西欧農法との比較のもとに、その位置付けを考えようとする方

向での研究も行なわれてきた。熊代幸雄氏は主に『齊民要術』（以下『要術』と略記）の詳細な分析を基礎に、その特徴的な輪作体系から「古代亜輪裁式農法」なる規定を与え、西欧農法との対比において捉えられた。<sup>①</sup>これに対して保志恂氏は、西欧輪裁式農法と対比して捉える方法の限界を指摘し、むしろ東アジア農法における作付体系高度化の展開方向を考えられる。<sup>②</sup>そしてこの方向は、地力維持・労働配分・雑草防除の観点から、多毛作と輪作の必然的結合として特徴付けられ、水田稲作農法の基調として設定されてゆくのである。<sup>③</sup>

我々はおかかる保志氏の多毛作と輪作の結合という観点は貴重なものであると考える。それは二年三毛作などの多毛作は輪作体系をより発展させることによって地力がある程度保障され、さらに肥料等の導入もあって生産力が一段と発展してゆくと考えられるからである。単なる多毛作の存在を指摘するのみでは恒常的な生産力水準の評価はなし得ないであろう。それ故我々は唐代の多毛作農法を問題とする際、単にそれがいつ始まったのかを考えるのみならず、輪作のあり方及び肥料など地力維持の観点も十分考慮せねばならない。かかる諸条件を背景としてはじめて、二年三毛作が生産力発展の指標となり得るのである。<sup>④</sup>

以下本章では多毛作の一主体たる小麦・豆類栽培のあり方と肥料など地力維持的要因、そして唐代における多毛作農法の展開を考えてゆきたい。

(一) 小麦作の定着と拡大

米田賢次郎氏は二年三毛作についての検討を行なわれた際、小麦作の普及がかかる方式開始の契機となったのではないと的確に指摘された。<sup>⑤</sup>確かに二年三毛作開始に小麦が含まねばならない必然性はない。ただ唐代の輪作方式を問題とする場合、前稿にも見た通り小麦作をぬきにして考えることは不可能であり、我々はまず唐・五代・宋における小麦作の定着と拡大のあり方について確認しておきたいのである。

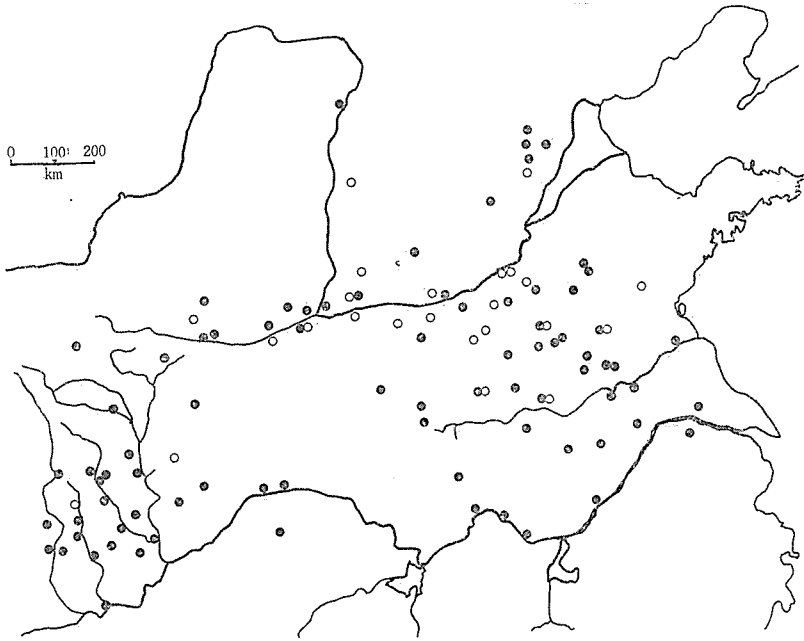
さて、問題とさるべきは小麦の栽培地域及びその拡大の方向についてであるが、史料的な制約のあること周知の通りで

ある。ただ我々は一つのまとまった史料、即ち祥瑞としての「瑞麦」献上記事が残されていることに注目したい。というのは、これらの史料は年代と地名が明記されているため統計的理解に役立つと共に、何よりもこの「瑞麦」献上地がかなりの規模で麦を栽培している地域だと考えられるからである。つまり「瑞麦」と称して朝廷に献上された麦とは、一本の茎から穂が数本乃至十数本出ているもの、或いは異なる二本の茎が合体して一本の穂をつけているものなど、いわば畸型の麦なのである。とすれば、この畸型の発現率は故意に操作されなにかぎり極めて低いものと考えられ、それは逆に「瑞麦」献上地での広範な麦の栽培を予測させるのである。我々はこの点に注目して唐より北宋までの間の小麦栽培地域の変化を探ってみたいのである。

これら「瑞麦」が記録の対象となり、まとまって史料上に残されるのは『宋書』符瑞志からである。とは言え、ここでは他の祥瑞記事が大部分で、麦は二例、それも後漢と晋の記事があるのみである。次いで、それらをも含めて総体的に記述しているのは『冊府元龜』帝王部符瑞門であり、北宋に関しては『宋史』五行志<sup>⑥</sup>である。前者に収録された「瑞麦」記事はさきの二例を除けばすべて唐以降の記事である。この点のみから見ても、唐以降における小麦作普及の側面は窺い知ることができるのである。

ではこれら『冊府元龜』・『宋史』の記事を整理・検討してみよう。まず両書所載の献上地名をぬきだし時代順に並べれば註⑦に掲げた表のようになる。次いでそれらを地図上にあらわしたのが次頁の図である。この図では『冊府元龜』所載分、つまり唐・五代の記事は白丸で、『宋史』所載分、つまり北宋の記事は黒丸で記してある。また、大麦と明記されている事例は除外したが、単に麦とのみ書かれている場合はとり上げた。さらにその信憑性を考えて絵のみの献上記事は省いてある。

さて、我々はこの地図を一瞥する時、いくつかの点に気がつく。まず、献上地を小麦作定着地域と考えればその南方への拡大がある。ここでは縮尺の都合によって割愛した南劍州・邕州の例は暫くおくとしても、五代以前には淮水以北にし



か存在しなかった献上地が、北宋では揚子江流域にまで拡大している。殊に淮水と揚子江の間の地域、唐代の淮南道における献上地の増加が注目される。また、五代以前には二例しかみられなかった四川地域でも同様である。一方、北・西辺地域等の寒冷地では、麦作地域が北上しつつあるがそれほど定着していなかったようで、献上記事はみられない。

これらの事実を見てくる時、我々はJ・L・バックの農業地域区分を想起する<sup>⑨</sup>。ここでは、淮水線以北は冬麦・小米区、冬麦・高粱区、及び春麦区と区分され、淮南道はほぼ揚子水稲・小麦区、四川地域は四川水稲区として区分されていた。これを本図と比較すれば次のような諸点が考えられるであろう。

まず、五代までに、淮水以北の両冬麦区では小麦作がかなり広範に定着していたであろうことが第一点である。ただ、唐代の史料では「春麦」の語もしばしば見られるので<sup>⑩</sup>「春麦」も地域の特性にに応じて栽培されていたと考えられるが、バックの区分した「春麦区」での栽培はまだ少なかつた。北宋に一例みられるのみである。次に北

宋までに、揚子水稲・小麦区へ小麦作が拡大・定着していったことがわかる。それは恐らく陳莚『農書』に明確に述べられた稲―麦輪作の基礎が、唐代より確実に作られていったことを示している。この点、古賀登氏は南朝時にすでに小麦作が揚子江流域で盛行していた点を述べられた<sup>⑩</sup>。しかし、小論の如き視点からみれば麦作の定着及び稲との組合せは、やはり唐代以降に現実的となったと考えるべきであろう。

また、同様に四川水稲区においても小麦栽培が普及して行き、恐らくは稲―麦の輪作も行なわれたであろう。が、以後何らかの理由で水稲作が優位になったと考えられる。

以上のように、我々は唐宋期における小麦作の定着と拡大の方向を、地域的な大枠の中で確認できるわけである。

## (二) 豆類の栽培について

華北の畑輪作体系では麦・アワ<sup>⑪</sup>と組合せる作物、殊に地力維持に大きな役割を果たす豆類の栽培が重要な位置を占めている。本節では唐代における豆類栽培の特質を見ておこう。

豆類の栽培を考えるに際して、まず『四時纂要』(以下『纂要』と略記)をとり上げよう。本書は周知の如く、朝鮮本が近年発見され、守屋美都雄氏の解説と共に出版された。本書は、他書よりのひき写しや迷信的要素の多さなどいくつかの問題が指摘されているものの、守屋氏をはじめとして、天野元之助氏も認められた如く、貴重な記述も多々含まれている<sup>⑫</sup>。我々はこの点を評価し、唐代の他の農書が残されていないという事情からも『纂要』の記述をとりあげ検討してみたい。

ところで『纂要』に登場する豆は「大豆・小豆・豌豆・豌豆・菜豆・江豆」の六種類である。この中『要術』との比較で注目されるのは天野氏も指摘された豌豆である。というのはこの豌豆が、冬麦と同様、冬期に栽培される旨明記されているからである。つまり、他の多くの作物が成育不能な冬期に、しかも空中窒素の固定作用をもつ豆類を栽培できるということは、食料として、地力維持用として貴重であったこと言うまでもない。かかる豌豆栽培が『纂要』に見えるのである。ところで、この豌豆は西部アジアから伝来したと考えられているが、『要術』以前からも知られていた。『広雅』ではこ

それを「豌豆」とし、西山武一・熊代幸雄氏はこれを「越冬する豆の意か」と解釈されている。<sup>⑧</sup>しかし『要術』をも含めてその播種・収穫等については述べられず、未だあまり普及していなかったと考えられるのである。ところが『纂要』では五月の雑事の項に収穫の、<sup>⑨</sup>そして冬十月の条では播種の、指示がある。<sup>⑩</sup>このことは『纂要』が成立したと考えられる唐末・五代までには冬豌豆の栽培がかなり一般化してきたことを示しているであろう。事実、唐後半期以降の他の史料においても豌豆に関する記事が散見する。

貞元年間、京兆府では両税の一としての豌豆が虫害のため不作となった。そのため京兆府は不足分を大豆で数量によって補いたい旨上奏したが、度支は銭額計算によって補いたいとした。これに対して陸贄は京兆府を支持して論を展開している。その中で、彼は豌豆が「畜料」にすぎないとする一方、その価格が大豆よりかなり高い点も述べている。<sup>⑪</sup>かように、両税法施行後間もない頃豌豆が徵税対象品目とされていたことは事実であり、その京兆府などでの一般的栽培の事情が窺えるわけである。

かかる豌豆の栽培、殊に冬豌豆の栽培は五代にはより一層明確になる。即ち、後唐長興元（九三〇）年二月の詔では、当時の支配地域を三区分し、各々の地域における大小麦・麴麦・豌豆の徵税時期を規定しようとした。<sup>⑫</sup>例えば河南府などの比較的暖地では五月一五日より八月一日までの間に納入させ、他のより寒冷な二地域ではそれぞれ幾日かずつ納期を遅れさせている。このことは、大・小麦と豌豆とがほぼ同時期に収穫された事実を示しており、さらに前述の『纂要』の記述とあわせれば、豌豆は冬期に栽培されていた点が確認できるであろう。かように五代までに、華北では冬作物としての豌豆の占める位置が大きくなっていたのである。

ところで、宋以後にはかかる冬作物の栽培が一層盛んになる。蚕豆・<sup>ソラマメ</sup>油菜・<sup>カラシナ</sup>苜蓿など元・明の農書で重要な地位を占める作物がそれである。これらの作物がもつ特性として共通しているのは、一つに冬期の食料としてであるが、もう一つ地力維持に役立つという点にも注意されねばならないであろう。それは冬豌豆の栽培が唐代より普及したと同様、作物選択

の方向が一つの共通の方向に向かっていたことを示しているのである。

さて、この他の豆類も広く栽培されていたことは言うまでもない事実であるが、若干、徵税関係の史料をあげておこう。租調庸制時代の調としては「華豆」(ソラマメ)や「菽」(大豆)が記されているが、<sup>②</sup>兩税法時代になると、豆類に関する記事はより多くあらわれてくる。數例をあげておこう。貞元三(七八七)年、夏税を豆と麦によって徵收(折纏)したいとの上奏があり、それに従った。<sup>③</sup>元和六(八一)年にはアワと大豆の未納分が免税となり、<sup>④</sup>同九(八一四)年の京畿地方の旱害に際しては、夏税分の大麥・雜菽が免除された。<sup>⑤</sup>また、後唐同光三(九二五)年には、小豆・<sup>ヤエナリ</sup>菘豆の税が減額された。<sup>⑥</sup>このように華北を主とする地域の徵税品目として各種豆類が問題とされている事実のみから見ても、その一般的栽培の現状は確認し得るのである。

かくて、我々は華北の輪作体系の中で重要な位置を占める豆類の栽培の一般性、就中、唐代においては冬豌豆栽培が普及していった事実を知るのである。ここで附言すれば、宋以降作物選択は歴史的条件により様々に変遷したのであるが、現代中国においても陝西省などでは冬豌豆が重要な位置を占めているのである。それは『中国農報』誌上で、輪作体系高度化の方向を探る諸論文にとりあげられている所である。<sup>⑦</sup>

### (三) 地力維持方式について

以上、小麦及び豆類特に冬豌豆の普及についてみてきたわけであるが、次に輪作体系を恒常的に持続させるため必要な地力維持の問題をみてゆこう。それには肥料のあり方を検討する作業からはじめねばならない。

唐代の肥料に関する史料はほとんど残されていない。しかし、参考に資すべき史料もいくつかあり、かかる零細な史料を寄せ集めることによってできる限りの検討をしておくことは必要である。

まず『纂要』では『要術』のひき写しが多いこと周知の通りであるが、その摘録に際しては肥料に関する部分はかなりとりあげられている。また『要術』以外に『纂要』で新たにとりあげられた作物、例えば大胡蘆・茶・木棉・罌預などの



項でも肥料の記述は明確である。大胡蘆では「油麻・菜豆蘆及爛草」が、茶では「小便・稀糞・蚕沙」が、木棉では「牛糞」があげられている、また、署預の一法では「人糞」は避け「牛糞」を用いるべきことも引用され、その肥料に対する理解の深さを窺うことができるのである。

ところが、主穀栽培に対しては『要術』段階を全く出していない。ほぼ『要術』の記述を転記しているのみなのである。それ故『纂要』を読むかぎりでは、米田氏の指摘された如き「踏糞」が貴重品であったような事態がどれほど克服されたかを知ることとはできないのである。ただ、他の示唆的な史料も二、三あるので、それをとりあげてみよう。

まず、徳宗朝の例として「糞兩車」が差料として農民に課されていたという史料がある。即ち、富平県の李載なる者は代宗の陵墓たる元陵の園地に「糞兩車」を納めるよう定められていた。が、納入期日に遅れたため、徳宗の外戚で県令であった侯遵に苛酷な仕打を受けたというのである。この「糞」がいかなる種類の肥料であったかは明らかでないが「車」を単位とする点、『要術』巻頭雑説の「踏糞」を想起させる。そうであれば、「踏糞」が差料として徴収されているという事実はその利用がかなり普及していたことを思わせるものである。もしそうでなかったとしても、かかる肥料調達法の存在は、肥料に対する認識の高さを示す好例である。

ちなみに、この認識はかなり一般的であった。例えば白居易は自ら開いた小さな畑について「隙地に場圃を治め、閑時、土壘に糞す」と施肥の様子を詠んでいる。

ところで、人糞・馬糞・石灰などを利用して利益をあげたという記事もいくつか残されている。まず『朝野僉載』には、長安の羅会なる者が代々「剔糞」を業として富裕を誇ったという話を載せる。ここでは肥料としての人糞の利用については記さないが、前述『纂要』の人糞肥料に対する認識からみれば、その流通・売買が予想されるのである。

かかる売買という面では「馬糞」の例がある。同じく『朝野僉載』に、少府監の裴匪舒なる者が官馬の糞を売って年に二十万貫の銭を得るよう上奏したが、劉仁軌が反対したという話を載せる。また、五代後唐の明宗はその子李從珂が謀略

によって責任を問われた時、昔の思い出を語っている。その中で、自分が一介の將校として苦勞していた時「家徒衣食足らず、此の児の石灰を荷い、馬糞を収めて存養するに頼る」と述べ、石灰・馬糞について触れている。

以上のように馬糞・石灰は売買され、運搬されていたのであるが、その用途については述べられていない。ただ、馬糞は天野氏の研究から、穀田への使用例を垣間見ることができ、唐初より肥料としての馬糞がかなり流通・使用されていたのではないかと考えられる。一方、石灰は、草市で売られていた様が小説にもみられる。これは恐らく、陳旻『農書』にみえる害虫対策用として、また王禎『農書』にみえる下田用肥料として使われていたと考えられる。それは周藤吉之・天野元之助氏等の宋以降につき挙例された所でもあった。

このように見てくる時、我々は唐代における肥料使用の高度化を予想するわけであるが、一方、これらの史料の多くは関中・河南など、大都市周辺地域に関わるものであることにも注意しておきたい。つまり、流通経済の発達した先進地域では、肥料の売買さえも考えられる状況にあった。それ故、これらの地域では主穀への施肥もかなり積極的に行なわれたであろうが、その他大部分の地域では『要術』段階を出なかつたのである。そのため『纂要』の主穀関係記事は『要術』のひき写しで十分であった。

ところで、先進地帯とはいえ肥料の種類・活用の度合等は、明・精に比べればかなり低い段階にある。それ故、地力維持の問題を肥料のみから捉えることは適當ではない。旧来の方式としての休閒法をもあわせて考察しておかねばならないのである。それをアワ・麦についてみておこう。

まずアワについて。『纂要』(『要術』)のアワ作法を見れば、二つの地力増強法が述べられている。即ち、菘・小豆・胡麻を緑肥として用い、秋耕―冬休閒を経て翌春アワを播く法がその一つである。と同時にこの方法は「その美、蚕沙・熟糞に同じ」とされることより、蚕沙や熟糞の如き濃厚肥料を用いても同じ効果が期待されるわけである。とすれば、我々はここにアワの二年一作方式と年一作方式が並列して述べられているとみる事ができる。しかし、唐代の先進地帯に

あつては、前述の肥料のあり方より考えれば、年一作方式の方が、冬休閑を伴ったとしても、優位に立っていること疑い得ない。ただ、アワは連作を嫌うので、当然輪作を前提とした年一作方式なのである。

次に麦作では「曠」が問題となる。この解釈については、主に西嶋定生氏と米田賢次郎氏との間で論争されたこと周知の通りである。その論争点の一として、西嶋氏は「曠」を麦の播種前の作業であるとし、米田氏は『要術』のこの部分の記述のし方より、麦作の前提ではないとされた。その結果、西嶋氏は『要術』段階ではアワ―麦の輪作が成立しないと考へ、一方米田氏はそれを批判し『要術』段階における二年三毛作の実施を述べられたのであった。

ところで『纂要』では「曠」について二ヶ所で記述されている。一は五月の「曠麦地」の項、一は八月の「漬麦種」の項である。前者は『要術』の記述から抽出して独立の一項目を立て、後者は『汜勝之書』を引用した後に「曠地」の記述を加えている。このように『纂要』において「曠」の作業が二度も述べられ、独立の一項目とさえされているということは、著者韓鄂が「曠」を麦播種前の重要な前提作業として扱えていることを示している。かかる「曠」の理解は元の王禎『農書』においても同様なのである。とすれば、我々は唐代以降の麦作においては、播種前に「曠」と称される作業がなされていたと考えざるを得ない。従って、米田氏の説には同意できないこととなるが、同時に唐中期より二年三毛作が始まったとされる西嶋氏の議論も、農書の記述に従う限り、成立し得ないこととなる。では、かかる麦作方式では二年三毛作は成立し得ないのであろうか。

ここで我々は現代陝西省で行なわれている夏休閑の小麦栽培法及び陳尊『農書』・『農桑衣食撮要』にみえる宋元代の麦作法に注目したい。まず、前者では小麦・冬豌豆・秋収作物を組合せ、夏休閑を含む三年四作などの多毛作が行なわれている。この夏休閑は保志氏もまとめられた如く「反転耕、陽ざらし雨ざらし、碎土鎮平等の整地と保水の作業」であつて、まさに「曠」を想起させるものである。かかる夏休閑を重要な環とする多毛作農法が前近代農法とどのような連続性をもつのかは不明ながら、「曠」を行なう麦作法における輪作のあり方を考えるために示唆する所は大きい。

次に、宋元代の進んだ麦作法を示す後者においては「嘆」なる語は用いられないが、播種前には一定の作業が行なわれる。即ち、陳粵『農書』では「七月地を治め、しばしば糞を加え鉏転す、八月社前、即ち麦を種うべし」とし、『農桑衣食撮要』では六月の条に「耕麦地」の項目を立て、畑地を耕すと共に、菜豆を緑肥として用いるべきことを述べる。このように宋元の進んだ麦作法にあっては、六、七月に播種前の作業がおかれ、麦の前作に対する配慮もなされているとみられる。また、同時に基肥を施すことにも注意され、『要術』に述べる「嘆」よりも一段と内容が高められているのである。「嘆」の内容をこのように考えるならば、早収作物と麦との輪作さえも考えられるようになるわけである。

以上に見た通り、麦作法に言う「嘆」を考える場合、輪作との関連で二つの位置付けが成り立ち得る。一は夏休閑輪作法であり、一は基肥に配慮を加えたより高度な夏耕法である。『要術』ではこれらの方法がどこまで意識されていたかは知り得ないが、唐・宋以後かかる方向へ進んだことは十分理解できる所である。それ故唐代の多毛作農法も現実のものとして考えられねばならないのである。

以上、肥料・休閑法に絞って地力維持の問題を検討してきた。この他、人力耕具の普及発展などの要因も考えねばならないが、紙数の都合上省略せざるを得ない。次に我々は唐代における多毛作のあり方に目をむけてゆこう。

#### (四) 唐代における多毛作農法

以上、小麦・豆類及び地力維持方式について考察してきた。この検討を基礎として、次に我々はそれを総括する意味をも含めて、唐代の多毛作農法のあり方について考えねばならない。

ところで、最近宮嶋博史氏は十五世紀朝鮮の農業を分析する中で、中国農業のあり方、特に二年三毛作式農法について言及された<sup>⑧</sup>。この中で、朝鮮では最古の農書『農事直説』に二年三毛作式農法が記述されているにもかかわらず、中国では元代の農書においても、未だ二年三毛作はとりあげられていないとされている。確かに、元の三大農書（王禎『農書』・『農桑輯要』・『農桑衣食撮要』）を読むかぎりでは二年三毛作は記されていない、その意味では『要術』段階を出てはいない。

ところが、稲作の分野では、早稲―麦の輪作について明瞭に記されているのである。では元代に至るまでも、華北では二年三毛作的な多毛作農法は実現されていなかったのであろうか。結論を先に述べれば、我々は唐初にすでにアワ―麦の輪作が行なわれていたことは認めざるを得ない。それを基礎として多毛作のあり方が検討される必要があると考える。以下、その検討に移ろう。

まず、唐初の次の記事に注目しよう。

貞観十四（六四〇）年、太宗將に同州に幸して校獵せんとす。たまたま收穫未だ畢らず。（劉）仁軌上表して諫めて曰く、（中略）今年、甘雨時に応じ、秋稼極めて盛んなり。玄黄野に亘り、十分に纒かに一・二を取むるのみ。力を尽して刈穫するも、月半ばにしてなお未だ功を訖らざるがごとし。貧家、力無く、禾下始めて麦を種えんと擬る。直だ尋常の科喚に抛りても、田家已に妨ぐる所有り。云云。

これは劉仁軌が太宗を諫めた記事である。この劉仁軌の言葉の中で何よりも注意を引かれるのは、禾（アワ）の刈あとに麦をまくという作業のあることが述べられている点である。当時彼は櫟陽県丞であり、少くとも櫟陽県の周囲では、県の最上層官僚も意識せざるを得ないほどにアワ―麦の輪作が行なわれつつあったと考えられるのである。ここに、唐初の関中ではすでに行なわれていた主穀輪作の重要な一例を見るのである。

これほど明確には述べられないまでも、アワと麦を組合せる農法が存在したことを予想させる史料は他にもある。まず、大暦八（七七三）年に華州の屯田を廃止した際の制勅では「今宿麦頗る登り、秋苗茂盛す」と述べ、麦と秋作物が並存している様子を記している。また、貞元三（七八七）年の屯田に対する李泌の献策でも、アワと麦の種子貸出及びその返済についての方策が述べられている。これらの記事では、アワ―麦輪作については述べられないまでも、同一地域における栽培は明らかなので、気候・土地などの条件が整えば、輪作に移行していたことも十分考えられるのである。

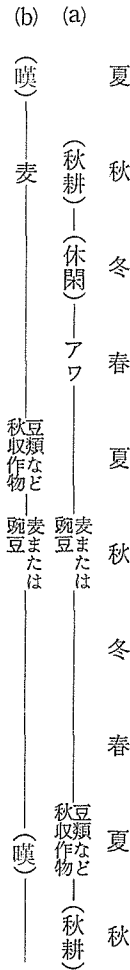
さらに、職田ではこのような組合せが行なわれていたと考えられる規定が存在する。即ち、大中元（八四七）年十月の詔

勅の中で「二稔の職田は須く定制有るべし」とされ、年二期作、或いは二毛作を行っていた職田の存在が知られるのである。ここには当然アワ―麦の輪作も含まれる筈である。

かように、例は少ないものの、唐代においてアワ―麦の輪作がすでに実施されていたことが確認される。ただかかる輪作が毎年恒常的に繰返されていたとは考えられない。地力が維持できないからである。とすれば、我々は唐代の農業生産力段階に見合った輪作方式―多毛作のあり方を考えねばならない。

我々は前節までに小麦・豆類栽培の地域的時間的特質を検討し、さらに地力維持方式をも考察してきた。その結果と本節に述べた諸事実及び米田賢次郎・熊代幸雄氏などの輪作に関する研究を参照しつつ、唐代、特に後半期の多毛作方式を設定すれば次のようになるであろう。

即ち、前述の如くアワ・麦各々に休閑が要求されるならば、とりあえず、アワの収穫に重点をおく方式(a)と、麦に重点をおく方式(b)とが設定される。それは次のような典型例として示される。



ここにみる(a)(b)二方式は、勿論肥料も十分考慮された上での方式である。それ故、地力の条件等に依じて、休閑がふえることは当然あり得る。しかし、華北の先進地域において特に唐代後半期までにはかかる方式がかなりの現実性をもってきたことは確かであろう。

ただ、ここで考えねばならないのは、宋の陳旉『農書』以降の農書で稲―麦の輪作が明瞭に記述されるにもかかわらず、このような二年三毛作的方式は記述されないことである。その背景にはこの農法が、国家が推進できるほど十分な生産を保証し得る農法にはなりきっていないという問題があることも確かである。つまり、収量だけでなく品質の良さを求め

られる時、かかる主穀の輪作方式は、稲—麦輪作の生産水準にまでは達していなかったと考えられるのである。その主な要因は、どうしても地力維持に求められる。水稲は水のもたらず肥力供給及び除草作用が大きな役割を果たすが、畑作ではこれを全く期待できないのである。それ故、二年三毛作が農書にとりあげられるのはかなり新しい時代まで下らねばならなかった。<sup>⑩</sup>

とは言え、農民の生産に対する需要は大きく、条件の許す限り、多毛作は追求された筈である。唐代にみるアワ—麦の輪作などはその一つの表われにすぎないのである。

以上、我々は唐代華北の畑作における生産力発展段階を確認してきた。この上に立って次に農業経営のあり方が検討されねばならない。章を改めよう。

- ① 「東アジア犁耕文化の形成」(『比較農法論』、一九六九年、第Ⅲ部 第一章)。
- ② 「華北旱地農法展開の論理」(農法研究会編『農法展開の論理』、一九七五年、所収)。
- ③ 「東アジア稲作農法の発展論理に関する一考察」(『農村研究』四三、一九七六年)。
- ④ この点西嶋定生氏の研究では、地力維持の問題に言及されておらず、米田賢次郎氏の批判的研究に答えられていないと思われる(西嶋氏「根柢の彼方」及び「補論」(『中国経済史研究』所収)、米田氏「齊民要術と二年三毛作」(『東洋史研究』一七—四、一九五九年)及び「中国古代の肥料について—二年三毛作成立の側面—」(『滋賀大学学芸学部紀要』一三、一九六三年)。ただ、双方とも特に唐代における輪作体系、地力維持方式についての研究は未だ不十分であると考える。
- ⑤ 前掲「齊民要術と二年三毛作」。
- ⑥ 『宋史』はいうまでもなく南宋をも対象として記述されているが、

瑞麥等に関する記事は北宋政和元年で終っている。それは同書に自是、史官多記奇祥異瑞、謂麥禾為常事不書とある理由による。このことは北宋後半期以降の「瑞麥」には人為的なものも含まれる可能性を示唆するが確証はない。

⑦ a 『冊府元龜』卷二四—二五帝王部符瑞門

年	月	地名
武徳 1	5	開州
景雲 2	6	冀州
開元 9	5	絳州正平・太守泉
12	5	河南府告成原
13	5	寿安原
24	7	沂州
29	6	信都・睢陽郡
天宝 5	7	汝陰郡

年	月	地名
乾德 4	4	府州・尉氏縣・雲陽縣
開寶 2	5 5 5	魚台縣 梓・蜀州
太平 6	4 5 4	東明縣
興國 3	5 4 5	鄉・梓州・合州 巴川縣 夏原
5	6 5 5	閬州
6	9 5 5	流溪縣
7	5 5 5	汝陰縣
8	4 5 5	施州
9	4 5 5	陳州
淳化 1	4 7 4	魏城縣
2	4 7 4	閬州 蔡州

●この中涇州太守縣は該当地域不明  
b、『宋史』卷六四 五行志二下

乾元 1	4	懷州河內縣
大曆 8	5 8 4	滑州靈昌縣
貞元 3	9 5	京兆府
14	閩 5	陝西觀察使
同光 2	1	蔡州
天成 2	5 1	許州・汴州
天福 5	6 5 5	巴州・華州 鄭縣
乾祐 3	5 5 5	宋州
廣順 2	4 5 5	澶州衛南縣・曹州乘氏縣 徐州

元豐 1	1	邢・襄州
熙寧 8	9 4	安州
嘉祐 3	6 6 6	懷安軍・滋・涇州
至和 2	5 6 5	彰明縣
5	閩 6	綿州
皇祐 3	5 5 5	應天府
天聖 6	5 5 5	泗州
乾興 1	4 5 4	陳州
9 8 7 6 5	3 3 3 4 5	南劍・綿州
6 5	4 5 4	建初縣
7 6	3 3 4	鄆城縣
8 7	3 3 4	湖陽縣
9 8	4 4 4	遂州
祥符 3	1 1 3	唐・汝・廬・宿・泗・濠州
大中 3	4 4 4	六安縣
咸平 1	2 1	同州
2	5 5 5	曲水・南鄭縣
3	5 5 5	鄧・海陵縣
4	5 5 5	華州
5	4 5 4	曲水縣
6	5 5 5	黃州・建昌軍
7	4 5 4	唐・遂州・磐石縣
8	5 4 5	泗州
9	5 4 5	永城縣
10	5 4 5	遂州
11	5 4 5	陳州・陵州仁壽縣



政和 1	4	3	2	2	4	3	7	6	5	4	8	7	4	3	2			
11																		
蔡州	蔡州	武信軍・潁・遂・普州	簡州	岷州宕昌砦	内郷・符離・靈璧・臨渙・蕲・虹・兩当・安平県	河内府・茂州・虹・雲安・汝山県	瑕丘・武陟・陝城・小溪・良原・沈丘・長子県	博野・梁寿県・漢陽軍	固始・定陶・丹陽県	汝陽・美原県・兗州鄆県	普・夔州	泰寧軍	安国軍・劍・夔州	亳州	合州	徐州	安・深・眉州	簡州・安德軍

● 建初県は該当地域不明

⑧ 底図は、荒木敏一・米田賢次郎編『資治通鑑胡注地名索引』（一九六七年）に附す「宋代疆域図」を使用。

⑨ John Lossing Buck "Land Utilization in China" 1937. Atlas. (中国土地利用) 地図集(第一章第九図中国之農業区)。

⑩ 例えば、乾元三(七六〇)年工部尚書李迺は職分田の還授に關する田令を変更するよう求めて次のように上奏している(『冊府元龜』卷五〇六邦計部條)。

請自今後、水陸田並限六月三十日、宿麥限十二月三十日、春麥限三月三十日、已前上者入新、已後上者並草並入官、  
 ここでは、宿麥・春麥の区別が明確になされている。なお、北宋期における春麥に關しては周藤吉之氏「南宋に於ける麥作の奨励と二毛作一佃戸制と關連させて」(一九五五年、『宋代經濟史研究』所収) 参照。

⑪ 陳旉『農書』卷上耕耨之宜篇

早田蔽刈繡華、隨即耕治蔭暴、加糞壅培、而種豆・麥・蔬茹、

⑫ 「中国多毛作農法の成立」(『古代学』八一—三、一九五九年)。

⑬ アフの漢字表記では、粟・穀・禾・米など、その情況に応じて様々の文字が使用されている。そのため本稿では、一般的名称としては「アフ」、脱穀前のものは「稷アフ」、脱穀後のものは「米アフ」と表記する。なお、この問題については、天野元之助氏『中国農業史研究』増補版(一九七九年)第一章中国の黍・粟・稷・粟・梁考、及び日野開三郎氏『唐代租調庸の研究』I色類篇(一九七四年)二I本色としての粟、など参照。

⑭ 天野氏「唐の饑饉『四時纂要』について」(『東洋史研究』二四—二、一九六五年)。また、最近渡辺武氏によって訳注の作業も行なわれつつある(『四時纂要』訳注稿)(一)、『安田学園研究紀要』19、20、一九七九・八〇年)。

⑮ 『広雅疏証』卷十上

脾豆・豌豆、蠶豆也、

⑯ 『校訂訳註齊民要術』上、八〇頁註二。

⑰ 『纂要』夏令卷之三 五月

雜事、：取蚕種・豌豆・蜀芥・胡葵子、

⑱ 同前 冬令卷之五 十月

耕冬葵地、：豌豆、是月種之、

①⑨ 『陸宣公翰苑集』卷二〇「請依京兆所請折納事狀」

京兆府先奏、當管虫食豌豆、全然不収、請擬數折納大豆、奉勅、宣依度支、統奏稱、搃時估、豌豆每斗七十個已上、大豆每斗三十個已下、京兆府所請、將大豆替豌豆、望令摺估計錢數折納、則冀免損官司者、府司折納充數、已為題下、從權度支準估計錢、乃是幸災規利、所得無幾、其傷災多、傷風得財、非謂理道、且豌豆為物、入用甚微、旧例所支、唯充畜料、進數廻給大豆、諳司誰曰不然、計佃剩徵、義將安在、理無所摺、事不可從、

②⑩ 『冊府元龜』卷四八八邦計部賦稅二

長興元年二月、制曰、應天下州府、各徵秋夏苗稅、土地節氣、各有早晚、訪聞、天下州府官吏、于省限前、預先徵促、致百姓生持送納、博買供輸、於是、戶部奏、三京・鄴都・諸道州府、逐年所徵夏秋稅租、兼塩麴折徵諸般錢穀等、起徵糸流内、河南府・華・耀(中略)蒲等州四十七處、節候常早、大・小麦・麴麥・豌豆、取五月十五日起徵、至八月一日納足、

この記事は『五代会要』卷二五租税にも引かれているが、年月日を天成四年五月五日としたり、麴麥を麴麥とするなど異同が多い。ただ文意を考えれば『冊府元龜』の方がより正確であるように思われる。

②⑪ 『通典』卷六賦稅下、『元和郡縣志』卷三関内道鄆州、卷一三河東道汾州、なお西山・熊代氏は「蚕豆」は「豌豆」に同じく「蚕豆を指すか」とされるので(前掲註⑩)、暫くこれに従う。

②⑫ 『冊府元龜』卷五〇二邦計部平糶

(貞元)三年閏五月、度支奏、河南・河中府及同・華・(中略)・延等州、今年夏稅、各送上都及留州・留都府錢八十一万貫、請量取三十万貫、折糶豆・麥等貯納、從之、  
なお兩稅の折糶については船越泰次氏「唐代兩稅法における斛斗の徵科と兩稅錢の折糶・折納問題―兩稅法の課稅体系に關連して―」(『東

洋史研究』三二一四、一九七三年)等参照。

②⑬ 同前卷四九一邦計部蠲復

(元和六年)閏十二月乙巳、勅、畿内百姓、頃以秋穡旱損、農收不登、其粟及大豆、除已徵納外、見在百姓腹内者、宣令全放、  
同前

②⑭ (元和九年)五月癸酉、以京畿旱、免今年夏稅大麥、糶救合十三万石、並隨地青苗錢五万貫、  
同前

②⑮ 同前

(同光)三年二月甲子朔、詔曰、……其小・菽豆稅、每畝長与減放三升、例えは『中国農報』一九六三—四 楊春峰氏「関中地区輪作倒差中の幾個問題」など参照。

②⑯ 『纂要』春令卷之二 二月

種大胡麻、二月初、掘地作坑、方四・五尺、深亦如之、実壞油麻・菽豆醬及爛草等、一重糞土、一重草、如此四・五重、  
同前

②⑰ 同前

種茶、此物畏日、桑下竹陰地、種之皆可、二年外方可耘、治以小便・稀糞・蚕沙、澆灌之、又不可太多、恐根嫩故也、  
同前 三月

②⑱ 種木綿法、又種之後、覆以牛糞、木易長而多実、

なお、天野氏はこの項目が後人による補充ではないかと考えられる(天野氏前掲「唐の韓鄂『四時纂要』について」)。  
同前 二月

③① 種薯預、文法、地利経云、二月初、取出便種、忌人糞、須是牛糞和土種、即易成、

米田氏前掲「中国古代の肥料について」。

③② 『冊府元龜』卷一四一 帝王部抑外戚

貞元六年閏四月、詔、原富平令侯遊罪、停其官、初遊原人李戴配納

元陵園糞兩車、窆期、或譜毀載於遵者、因寄怒、以痛絕之、載所負之直、不過數千、而罰之三百貫、；宰臣董晉・竇參進曰、李載不納差科、未為巨蠶、候邊較其器罰、頗越管倫、；

なお、この記事は同書卷一五〇、七〇七にも載せるが、文字に多少の異同がある。

38 其踏糞法、；計經冬一具牛踏成三十車糞、至十二月・正月之間、即載糞糞地、計小畝畝別用五車、計糞得六畝、

39 『白氏長慶集』卷一五「渭村退居、寄禮部崔侍郎・翰林錢舍人詩一百韻」

聖代元和歲、閭閻涸水陽、；猶須務衣食、未免事農桑、糞草通三徑、開田占一坊、昼屎扇白版、夜確搗黃梁、隙地治場圃、閑時糞土疆、

36 『朝野僉載』（中華書局版）卷三

長安富民羅會、以別糞為業、里中謂羅肆、言若婦之因別糞而有所得也、會世副其業、家財巨万、

35 同前 補輯所引『後村詩話』緒集

少府監裴匪舒奏、禿苑中官馬糞、歲得錢二十万貫、劉仁軌曰、恐後代称唐家禿馬糞、遂寢、

37 『旧五代史』卷四六末帝紀上

（長興元年）（安）重譚又自論奏、明宗曰、朕為小將校時、家徒衣食不足、頼此兒荷石灰、收馬糞存養、以至今貴為天子、而不能庇一兒、

38 天野氏「中国における施肥技術の展開」(2)『松山南大論集』10

4、一九六〇年、

39 『酉陽雜俎』卷二

宝曆中、荊州有廬山人、常販煑朴・石灰、往來於白汙南草市、時時微露奇跡、

40 卷上 耕耨之宜篇

將欲播種、撒石灰溼泥中、以去虫蠟之害、

同 六種之宜篇

七夕曰後、種蘿蔔・菘菜、；燒土糞以糞之、霜雪不能彫、雜以石灰、虫不能蝕、

41 王禎『農書』（中華書局版）卷三 農桑通訣 糞壤篇

下田水冷、亦有石灰為糞、則土暖而苗易発、

42 『南宋稻作的地域性』『宋代經濟史研究』所収。

43 前註④論文など参照。

44 足立啓二氏「明末清初の一農業經營」『沈氏農書』の再評價」『史林』六一一、一九七八年）、「大豆粕流通と清代の商業的農業」『東洋史研究』三七一三、一九七八年）参照。

45 夏令卷之三 五月 肥田法、菘豆為上、小豆・胡麻為次、皆以此月及六月穡種之、七月

八月耕殺之、春種殺、即一畝取十石、其美与蚕沙・熟糞同矣、

46 『要術』卷一 種殺

殺田必須歲易、

47 夏令卷之三 五月

噴麥地、是月不噴麥而種則寡矣、同六月、

48 秋令卷之四 八月

漬麥種、；大小麥皆須五月・六月噴地、不噴取必薄、

49 卷七 百穀譜 大小麥

大抵麥種之先、當於五月・六月噴地、若不噴地而種、其收倍薄、

50 『中国農報』にはいくつかの例が紹介されているが、例えば沈懋堃論

夏季休閑」『中国農報』一九二二（七）では一例として次のような輪

作方式をあげている。（とうもろこし或いは夏葱）↓豌豆↓夏季休閑

↓小麦↓夏季休閑↓小麦↓秋粮（三年四作制）

↓小麦↓夏季休閑↓小麦↓秋粮（三年四作制）

↓小麦↓夏季休閑↓小麦↓秋粮（三年四作制）

↓小麦↓夏季休閑↓小麦↓秋粮（三年四作制）

51 「多毛作化と輪作体系の問題」(熊代幸雄・小島麗逸編『中国農法

の展開」、一九七七年、所収。

⑤2 卷上 六種之宜篇

七月治地、屢加糞鋤耘、八月社前、即可種麥、宜屢耘而屢糞、

⑤3 卷上 六月

耕麥地、此月初旬四・五更時、乘露水未乾、陽氣在下、宜耕之、牛

得其涼、耕過地内、稀種豇豆、候七日間、犁翻豆秧入地、勝如用糞、

則麥苗易茂、

⑤4 「朝鮮農業史上における十五世紀」(『朝鮮史叢』三、一九八〇年)。

⑤5 「旧唐書」卷八四 劉仁軌伝

貞觀十四年、太宗將幸同州校獵、屬收穫未畢、仁軌上表諫曰、(中

略) 今年甘雨庇時、秋稼極盛、玄黄亘野、十分纒收一・二、尽力刈

穫、月半猶未訖功、貧家無力、禾下始擬種麥、直抛尋常科喚、田家

已有所妨、云云、

この記事は『唐会要』卷二十七行幸、及び『冊府元龜』卷五四二諫諍部

直諫にも載せる。ただ、後者は「禾下始宜種麥」とする。

⑤6 『唐大詔令集』卷一一一「唐華州屯田制」

⑤7 『資治通鑑』卷三三一 貞元三年秋七月の条

(李泌) 対曰、…又命諸治鑄農器、翻麥種、分賜沿辺軍鎮、募戍

卒、耕荒田而種之、約明年麥熟、倍償其種、其餘掬時佃、五分增

一、官為糶之、求春種禾亦如之、

⑤8 『唐会要』卷九二 内外官職田、『冊府元龜』卷五〇八邦計部俸祿

四

大中元年十月、勅曰、五歲再闢、固在不刊、二稔職田、須有定

制、自此已後、宜依屯田所奏、永為常式、

⑤9 米田氏前掲「齊民要術と二年三毛作」。

⑥0 前掲『比較農法論』第Ⅱ部第三章東アジア畑輪作の形成、参照。

⑥1 西山武一・宮嶋博史氏は下田に適する小麦と高田のアワとが組合さ

れるためには、かなりの時間を要するとされ、それを二年三毛作早期

成立の一阻害要因と考えられた。しかし、第一節に見た如き小麦の普

及は必ずしも下田のみの現象ではないように思われる。が、確証はな

い。今後灌漑技術の発展などの要因と共にさらに検討されねばならな

い。

## 二 農業経営について

我々はこれまで唐代華北の生産力発展段階を、多毛作のあり方に集約させつつ考えてきた。この考察をもとに、当時の農業経営について検討することは当該段階の歴史像を構築するための基礎作業である。次にその考察を行なってゆきたい。その前提として畑作農法の一般的特質について深めておくことが、まず必要である。

### (一) 畑作農法の一般的特質

唐代畑作農法の特質について考える場合、自明のことながら『要術』段階の乾地農法定着の事実をふまえておかねばな

らない。それは、棗型犁・隸犁による畜力耕種と人力耕との結合として特徴付けられ、「アジア農業をヨーロッパ農業から殊別する標識（モンゴール・ブルー）」とも称される<sup>②</sup>。より具体的な労働過程で言えば、春の降雨と結びついた耕起・播種並びにその迅速化・労働力集中として表現される。また、中耕除草過程での手耨耕（人力耕、鋤）の高い位置付けとしても表われてくる。かかる表現に注意しつつ唐代華北畑作農法の実際を見てゆこう。

まず春の農作業は降雨と共に開始される。韋応物は「微雨ありて衆卉新たなり、一雷蟄を驚かすの始め、田家幾日の間か、耕種此れより起る」と詠う<sup>③</sup>。そして、この時には土中の水分を確保するための迅速な作業が要求されるので、必然的に労働力が集中される。そのため、軽罪の囚人が一時的に解放され、自家の農作業に従事するのを許されることもあった。その例は、万泉県丞唐臨の善政の一端として正史にも取り上げられている<sup>④</sup>。

この春耕では牛犁の使用が普通であるが、それには二頭挽と一頭挽があり、元以降には三・四頭挽の犁も登場してきた<sup>⑤</sup>。まず二頭挽犁の様子は近年発見された李寿墓の壁画に明瞭に描かれているし、白居易などの詩人によってもうたわれている<sup>⑦</sup>。また、後唐の明宗は人力によって犁耕を行っていた農民父子を憐れみ、牛を与えたという記録があるが、その時与えた牛は二頭である<sup>⑧</sup>。ここからも、二頭挽により犁耕が行なわれていた様が窺われる。

一方、一頭挽の犁も見られた。かの陸龜蒙『耒耜經』に記された長床犁は、一頭挽であったとされるし、漢代より犁耕が伝来していたとされる雲南地方で、南詔の時代に使われていた犁も一頭挽であった<sup>⑩</sup>。しかし、これらは共に水田用である。水田では狭い面積を集約的に経営するため一頭挽の方がより有利であったのである。

畑作用としては、一頭挽はそれほど一般的ではなかった可能性もあるが、絵図は残されている。敦煌莫高窟壁画の農作業の図の一は長床犁ではないが一頭挽である<sup>⑪</sup>。また製作年代に問題はあるが『過去現在因果經』附図にも一頭挽犁が見える<sup>⑫</sup>。このような例は小説史料にもある。伝奇小説の中で、魔術によって「一副耒耜」・「一木牛」・「一木偶人」を動かし、蕎麦の播種から収穫までを行なったという話がそれである。ここではまさしく、一牛によって蕎麦を作るのである。この

話は仏典に典故をもつ伝奇とは言え現実の農作業を、ある程度まで反映していると思われることができるであろう。<sup>⑩</sup>次に、徳宗朝の人衰高は、耕牛の賜与基準を論じた際、所有地面積が五十畝以下の貧農には二・三家あわせて牛一頭を与えるべきであるとした。<sup>⑪</sup>ここでは貧農間の相互扶助の下に、一頭挽犁が想定されていると考えられるのである。

このように二頭挽・一頭挽の犁が使われているのは、その経営ごとの条件によって犁の使いわけがなされていたことを示している。つまり、大農法的経営には二頭挽が適し、より小規模経営では一頭挽が適しているのである。

さらに牛が不足した場合或いは持てない場合には人力による犁耕も行なわれた。高宗の永隆年間（六八〇年）、王方翼は夏州において牛耕用犁に改良を加えて人力用とし、効果をあげた。<sup>⑫</sup>また、前記後唐の明宗時の例や、同様に北宋太宗朝には、宋州などの農民は自ら犁を挽いていた。<sup>⑬</sup>かように人力による犁耕が認められるのは、その効率の良さを表わすと共に、牛を持たない貧家層にとっても、ある程度までの犁耕は可能だった事をも示す。

次に、耕起に続く播種では一頭挽の耨犁が使用された、その様子は前記の李寿墓壁画に描かれた所である。

ところで、牛一頭当りの耕作面積はどれほどと考えられるであろうか。『新唐書』楊慎矜伝では、婢一人を売れば牛十頭を買うことができ、それによって年に十頃の耕地を耕やすことができる、という語がみえる。<sup>⑭</sup>即ち、牛一頭に対して一頃の耕地が対応すると考えられていたのである。そして、この耕地は恐らく畑地であった。ここに当時の標準的認識がみられるわけである。

次に中耕除草過程をみよう。ここでは労働力を大量に投下し、丹念に手耨耕を行なう事が求められる。儲光羲は、酷暑の下で手鋤に勤める農民の姿をよみ、<sup>⑮</sup>韋応物は「薄田鋤耨を失せば、生苗安んぞ任う可けんや」と詠じ、<sup>⑯</sup>手耨耕に対する高い位置付けを表明している。

この点『纂要』においても同様であり、より具体的に記述されている。即ち、四月の条に「鋤禾」の項目が立てられ、禾（アワ）の成長に応じて鋤を繰返すことが述べられている。さらにここでは「功一人、四十畝を限る」として、一人当り

の管理面積の限界を四十畝と規定しているのである。<sup>②</sup>

さらに、本草学にあつては、華北の土質と手耨耕の関連性が明確に把握されていた。つまり、孟詵は南土の畚田(燒畑)と「北田」とにおけるアワ栽培法を比較し「北田」で鋤を行なわなければ雑草が繁茂してアワが枯死してしまふとし、「熟犁又細鋤」が肝要であると結んでいる。<sup>③</sup>ここでは土質の違いと理解されているものの、乾地農法の特徴が理論化されておらず、注目すべき記述である。

ところで、この手耨耕は収穫・脱穀と並んで多くの人手を要する作業である。そのため手耨耕用の農夫を雇い入れる農家もあつたようである。『纂要』三月雑事の項では「鋤刈の工価を放つ」として、手耨耕と収穫時の雇傭賃について記されている。

以上の如く、労働過程の中に唐代における畑作農法の特徴が表現されているわけである。我々は、かかる農法を用いてどのような農業経営が行なわれていたかを、次に考えねばならない。

## (二) 屯田にみる農業経営

ここでは唐代の一般的農業経営を考える一つの素材として、屯田における農業経営のあり方を検討したい。というのは、唐代の一般的農業経営については、史料制約によってなかなか捉え難いという事情があること、一つの理由である。一方、屯田についてはこれまでいくつかの研究も行なわれ、若干の貴重な史料も残されている。それ故、屯田における農業経営の実態を探ることにより、一般の経営を分析する素材としたのである。

さて、唐代の屯田経営に関しては、面積当りの牛の頭数及び各作物毎の一人当り必要労働日数の規定がなされている。まず、牛は畑地で軟土の地区では一・五頭に一頭、硬土の地区では一・二頭に一頭であり、水田では〇・八頭に一頭とされた。<sup>④</sup>屯田は当然大農法的に経営されていたと考えられるので犁は二頭挽であり、以上の規定から考えられるのは、一具牛当りの面積は畑地で二・四〜三頃であつたという点である。

次に各作物一頃分を成育させるための一人当り必要労働日数は、稻九四八日、禾(アワ)二八三日、麦一七七日、大豆一九二日等々とされていた。<sup>②</sup>故に、前記の一具牛当りの面積二・四〇三頃で一人でアワを作ったとすれば六七九・二〇八四九日かかる計算となる。しかし、実際には一人で耕作するなどということはあり得ない。では、労働力はどのように編成されていたのであろうか。

そこで、屯田兵の軍事組織的側面に目を向けたい。唐代の軍隊組織は最小単位を「火」と称し火長以下十人の兵士によって構成されている。<sup>③</sup>しかし『通典』には、一説として、独(一人)、比(二人)、参(三人)、烈(五人)なる小単位の存在にも触れられている。<sup>④</sup>この中、我々は烈なる単位に注目せねばならない。というのは、烈〓五人組は秦の兵制の最小単位<sup>⑤</sup>伍と共通しており、以来五人組の単位が一貫して続いていると見られるからである。それは恐らく屯田の組織でも同様である。事実、蘇州嘉興の屯田では「田には官あり、官には徒あり、野には夫あり、夫には伍あり」とされ、伍〓五人組の存在が窺われるのである。かくて、我々は屯田の農業経営における一単位の労働力編成を五人と措定できることになる。

ではその耕作割当面積はどれほどであったろうか。開元二十五年令では、一屯が二十乃至三十頃(司農寺所管)、五十頃(州鎮諸軍所管)とされていた。<sup>⑥</sup>また、青山定雄氏の研究では一人宛五十〓百畝であったろうとされた。ここで我々は屯田の性格上軍隊組織との対応を考えねばならない。つまり、軍隊は一火〓十人、五火〓一隊〓五十人となっていた。とすればこの隊(五十人)と屯(二十〓五十頃)との対応を考えるのが自然である。かくて、一人四十〓百畝という数字が得られるのである。ただ、これら屯田には様々に異なる条件の田地が含まれている。畑地と水田、熟田と新開地、肥沃な土地とやせた土地など様々である。しかし、一屯当りの面積からみれば、司農寺所管の田は一般農民と余り変りのない土地であり、州鎮諸軍所管の田は辺境の新開地などが多かったと考えられる。

この後者の例としては、振武軍の屯田の例があげられる。元和年間、韓重華が開いて成功を収めたこの屯田では、一屯百頃に百三十人が割当られている。<sup>⑦</sup>単純に計算すれば一人約七七畝である。ところが『新唐書』では「毎屯百三十人、人



表1 屯田の面積と収穫高

年代	地域	面積	収穫高		出典
			総計	畝当	
調露	河源軍	5000余頃	100余万石	2石	『旧唐書』卷109, 『新唐書』卷110, 黒齒常之伝
垂拱	甘州	40余屯 (1屯50頃)	20万	1	『新唐書』卷107, 陳子昂伝
元和	振武軍	{ 3800余頃	20万	0.5	『新唐書』, 卷53食貨志, 『資治通鑑』卷239,
長慶	涇州	{ 4800	40余万	0.8	
宝曆	河陽・秦渠下	{ 5000	20万	0.4	『旧唐書』卷161, 楊元卿伝 『冊府元龟』卷497 『旧唐書』卷167, 崔弘礼伝 『新唐書』卷164, 崔弘礼伝
		{ 200	2万	1	
		{ 300	2万	0.7	
		{ 1000	8万	0.8	

ごとに百畝を耕す」とされる。この数字はいずれが正しいのであろうか。思うに、百三十人の内三十人は指揮官・事務官その他の非労働者ではなかったのか。つまり実質的屯田兵は百人であり、それ故に割当面積は百頃だったと考えられるのである。この屯田は一人一頃が基本であった。

ともあれ、屯田兵士一人当りの耕作面積が四十〜百畝であるから、先に見た五人の単位では二〜五頃である。これを牛に対する割当面積二・四〜三頃と総合して考えれば「二牛二・四〜三頃五人」なる一単位として把握することは妥当であろう。

ちなみに、アワ作所要労働日数をふり返ってみよう。ここでは一人で一頃のアワを作るのに二八三日を要した。これを五人で二・四〜三頃作るとして計算すれば約一三六〜一七〇日となる。アワの成育日数は『要術』所引『雜陰陽書』では一五〇日とされるので、ほぼ対応する日数となるのである。

以上が屯田の農業経営における一単位と考えられ、一般の農業経営を考える際の手がかりとなる。その検討を始める前に、いまま少し屯田経営についてみておきたい。

まず、屯田経営における収穫高はいかほどであったのか。普通のアワ作では一畝当り一〜二石の粃アワが標準とされ、脱穀すれば六斗〜一石二斗の米アワになる。しかし、粗放な耕作法をとり、しかも防衛の役割を荷わされていた辺境の屯田にあってはそれほど高い収穫は望めない。そこで、唐代の屯田の史料で、耕作面積と収穫高の記録があるものを選んで一覧表を作れば表1のようになる。ここでは同一記事でも数字の異同はあるが、ほぼ畝当り〇・四〜一石となっている。しかし、この

ような記録に残されるのはほとんどが成功例のみであろうから、実際の平均値はより低いものであったと考えられる。

ところで、ふつう必要とされる食料の量はいかほどであろうか。『六典』の支給規定によれば、成人男子一人当り、一日に米アワ二升・塩二勺五撮であった。<sup>⑤</sup>年に換算すれば七石二斗の米アワで、粃アワでは十二石となる。また、家畜では馬は一日に藁一捆・粃アワ一斗・塩六勺、耕牛は藁一捆・大豆五升・塩二合、が基準とされた。<sup>⑥</sup>とすれば二牛五人の必要量は、年間、米アワ三六石(粃アワ六〇石)・塩一石八斗九升・藁七二〇捆・大豆三六石、となる。

こう見てくる時、畝当り平均〇・五石の粃アワがとれたとすれば三頃では一五〇石(米アワで九〇石)となり、仮に全部が二年一作の易田であったとしても年間七五石(米アワ四五石)となる。人間の主食部分は十分自給できるのである。ここに、唐朝がしばしば屯田策の適用を論議する所以があった。

以上、我々は屯田の農業経営を素材として考察してきた。次にこの考察をもとに、より集約的に経営される一般の農業経営について考えてゆきたい。

### (三) 唐代の農業経営像

ここでは我々は前節までの検討を基礎に、唐代の農業経営像を農生産という側面から考えてみたい。その手懸りとして、屯田の経営があった。そこでは二牛二・四〜三頃五人をほぼ一つの単位として、大農法的に経営されていた。しかし、屯田経営では粗放的農法が前提とされており、一般の集約的農法とは差があること自ら明らかである。我々は、その集約性を検討するため、乾地農法の重要ポイントたる中耕除草過程に例をとり、そこに必要とされる日数を素材として考察をすすめたい。

『要術』巻一種穀には、アワ作における中耕除草過程が定式化されている。<sup>⑦</sup>それによれば、アワの成長にに応じて、鋤―鉄齒鏟様による畜力中耕―鋒、という作業が行なわれる(耨なる作業もこの後に加えられるが、鋤を五遍以上行なえば不必要とされるので省略)。もしこの記述に従って作業を行なったとすれば、便宜上二牛三頃五人の単位として幾日を要するのか。

表2 アワ作の中耕除草過程

作業	時期	回数	1人1日面積	3頃5人所要日数
鋤	苗が馬耳形の時(小鋤)	1回	7畝	9日
	(大鋤で補う)	?	?	?
畜力中耕	苗が壟の高さを越す頃	5~10	7	45~90
	苗が既に壟より高くなった頃	縦横 2	20	30
		耕 1	20	15
鋒	苗の高さ1尺の頃	3	7	27
			計	126~171日

各作業の必要日数を推定しよう。

まず、鋤・鋒の人力耕である、これについては北魏の労働交換の例が参考になる。即ち、牛による播種作業二十(二)畝に対して、手耨耕七畝が相応するというのである。この数字は米田氏の言われる如く一日当りの作業面積であろうから、

我々も鋤・鋒の作業は一人一日七畝を行なうと考えたい。

ちなみに、元の王禎『農書』では「耨鋤」なる畜力農具がとり上げられているが、その中で「其の功、鋤功に過ぐることを数倍、辨ずる所の田は、日々ただに二十畝のみならず」とされる。つまり「耨鋤」は鋤の数倍の仕事ができ、一日二十畝以上だといっているのである。ここからも、鋤は一日七畝という数字が妥当と考えられるのである。

次に畜力中耕である。これも北魏の牛を使った播種の例、及び王禎の耨鋤の例を参考にすれば、ほぼ一日二十畝という数字が得られるのである。以上より、中耕除草過程の作業及び所要日数をまとめれば表2のようになる。

ここにみる通り、中耕除草過程のみで、最低限一二六日が必要とされ『要術』の奨励するような入念な鋤を行なうためには一七一あるいはそれ以上が必要となる。しかし、前にもみた通り、アワの成育日数は一五〇日とされるから、一七〇日以上もかけて中耕除草を行なうことなどあり得ない。また播種直後から収穫直前まで、のべつまくなしにこの作業を行なっているわけでもない。では、中耕除草はどの位の期間に行なわれるのであろうか。

その参考として、鋤の作業をみよう。『纂要』では「鋤禾」の一人当り限度を四〇畝としていた。先の計算に従って、四〇畝を鋤するとすれば約六日を要した。これを仮りに十回繰返すとすれば約五七日が必要となるのである。このことから、我々は『纂要』にあつては、

鋤をほぼ二カ月の日数で行なうという理解がなされていることを知るのである。

以上の根拠により、三頃の鋤を二ヶ月で終わるとし、それを表の如く十一回繰返すとすれば、八人の労働力が需められることとなる。勿論、より入念な鋤を行なおうとすればそれ以上必要となるわけである。一方、五人の労働力を固定したとすれば、耕作面積は約一・九頃に減らさねばならない計算となる。これが集約的農法の一つの標準となるのである。

このようにみてくれば、中耕除草過程の入念化など、より集約的な経営を行なっていくためには、二つの方向が考えられる。単純に言えば、屯田経営の一単位につき労働力をふやすか、耕作面積を減らすか、である。換言すれば、大農法的方向を強化するか、小農法的方向を追求するか、の二つの方向がある。では現実の唐代の農業経営と対比してみればどうなるであろうか。

さきに、我々は小説史料の分析を通じて、唐代の農民階層のあり方を考察した<sup>④</sup>。この結果を経営という視点で見直せば二つの型を抽出することができる。即ち、一は所謂「大土地所有」と考えられてきたものである。ただこの中にも、一円的所有としての荘園と小土地片の集積との二つのタイプがあった。しかし、我々が経営という立場から考える時考察の対象とすべきは前者である。ここでは数人〜十人の荘客などの隷属民が使用されていた。もう一は、家族労働を主体とする小農民経営である。その所有地は十畝〜数頃で、農繁期には少数の雇傭人を使用するものもあった。

かかる二つの型の経営は、まさに小論で考察してきた、大農法的・小農法的方向に一致するものである。それ故、我々は唐代の一般的農業経営を大農法的荘園経営及び（小農法的）小農民経営として考えることができる。この認識に立つてさらに考察を進めよう。

まず、行論の都合上後者より考える。拙稿にみた如く、この小農民経営は家族労働力を主体として、十畝〜数頃を耕作していた。しかし、この中にも経営の規模による差があり一律に考えることは適當ではない。ここでは、家族労働力のみで経営し得るタイプを考えておきたい。それは家族数五・六人、うち成人労働力三人ほどの小農民家族とみることができ

る。とすれば、この家族の耕作し得る土地は、さきの中耕除草過程の計算により、約一頃余となる。かかる経営面積は『要術』巻頭雑説にいう適正規模「大畝一・三五頃②よりは小さく、また『纂要』の鋤の限度からみてもやや余裕のもてる面積である。さらに、牛は一頭内外を所有していたであろう。

こう見てくれば、我々はこの小農民経営の外枠を、とりあえず五人家族（労働力三人）、所有地一頃、牛一頭、と設定することができるとは。ではこの小農民経営は、自立した再生産が可能なのであろうか。次に関中・河南など、華北では先進的だったと思われる条件の下で考えてみよう。そのため、この小経営における農業生産高と消費支出高の概略を推算してみよう。

まず、唐代特に後半期の先進地域では、多毛作農法の現実性が大きくなっていくこと前述の通りである。それ故、ここでは二年三毛作が行なわれたとしてその収穫高をみよう。アワ―小麦―豆類の栽培がなされれば、二年間で粃アワは一〇〇〜二〇〇石（米アワ六〇〜一二〇石）とれ、小麦は周藤吉之氏の研究された南宋の例に従えば五〇〜一一〇石とれる。③また、豆類の収穫高は不明であるが、相当量収穫できたであろう。④さらに、衣服などのためには桑や麻も植えられ、園宅地では蔬菜が作られる。それらは商品ともなった。

これら農業生産と共に、都市周辺など流通経済の発達した地域では雇傭労働に従事できる。その収入も再生産の役に立ったであろう。かかる雇傭労働の労賃がどれほどであったのか明確にはなし得ない。内園の農作業で月八千銭、年九万六千銭であったとする史料もあるが、官僚の月俸などに比して高きに過ぎるようである。⑤一方、小説の例では、傭作で月に五百文、また荷物運搬の仕事で、通常の倍支払って千文という例がある。

ここで当時の物価をみよう。日野開三郎氏が整理された開成年間の例では、米アワが斗当り約五三文であった。⑥とすれば、五百文では約一石の米アワが買えることになる。それを成人一人の一月分の食料「六斗と比べれば、一月分の労賃として低いものではない。それ故、ここでは月五百文を労賃の目安としよう。

表3 五人家族の年間収支概略

取 入		支 出									
米アワ	30~60石	〈食料・飼料〉									
小麦	25~55石	米アワ	28石 8斗								
豆 其他	?	塩	10斗 8升								
雇傭労賃	1人 500文/月 (米アワ換算1石)	大豆	18石								
		粟	360匁								
		〈租 税〉									
		〔。 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>アワ</td> <td>5石</td> </tr> <tr> <td>アワ</td> <td>9石 5斗</td> </tr> <tr> <td>錢</td> <td>2100文以下</td> </tr> <tr> <td>草</td> <td>40束</td> </tr> </table>	アワ	5石	アワ	9石 5斗	錢	2100文以下	草	40束	
アワ	5石										
アワ	9石 5斗										
錢	2100文以下										
草	40束										

以上が収入の主なものである。では消費支出はどれほどになるのか。一頭の牛と成人三人を含む五人家族とすれば食料・飼料分として最低次のようになる。米アワは成人一人七石二斗、老人・未成年者は半分として一人三石六斗、計二八石八斗、同様にして塩は三斗六升となる。一方、牛の飼料は粟三六〇匁・大豆一八石・塩七斗二升である。この他に租税がある。唐代後半期をみよう。陸贄の議論では官税は畝当り五升とされるので、一頃ならば五石となる。ところが、元稹のいう同州の例では、畝当り九升五合・草四分・地頭権酒錢あわせて二十一文以下と多くなっている。一頃ではアワ九石五斗・草四〇束・錢二一〇〇文以下となる。その他、臨時税・徭役など様々な負担があったことは十分予想されるが、とりあえず、知り得る範囲で最低の消費支出を想定すれば以上の通りである。これを、一年単位として表示すれば表3のようになる。

ここに見る通り、一頃の土地を持つ、五人家族の小農民は普通の作柄であれば十分自立再生産可能なのである。その最低線を考えるなら、より小面積でも経営は成立し、それが日野開三郎氏の研究された八等戸<sup>①</sup>七五畝経営に相当すると考えられるのである。ここに、唐代(殊に後半期)の農業経営の一モデルタイプが設定できることになる。かかる自立的小農民経営の形成は、唐代先進地域での生産力の発展と流通経済の発展とを背景としている。彼らは国家や「大土地所有者」への依存から自立し得る実力を持ちつつあったのである。

さて、次に我々は残されたもう一つの経営を考えねばならない。その規準は二・四〜三頃の耕地が二頭の牛を使って経営され、中耕除草には八人の労働力が必要とされる。しかし、前にみた通り、普通の経営では牛一頭に対して一頃の耕地が対応していた。それ故、集約的経営を実現するためには二頭で二頃の面積が適当となる。一方、労働力は予備も含め

ば約十人とみることができるのである。

ところで、この十人の労働力は渡辺信一郎氏の分析された漢六朝期の経営（家父長制的奴隸制経営<sup>②</sup>）とは違って、唐代では「荘客」が多く動員されたと考えられる。これも、さきの拙稿において検討した所であった。

いったい「荘客」なる呼称に代表される階層は、荘園主に人格的に隸属しつつ、一方で自己に委任された田地を持ち、租課（小作料）を支払っている者もあった。それ故、彼らは唐律の「部曲」とも対応させられ、奴隸と小作人との中間に位置付けられるような存在であった。

かかる「荘客」を前述の大農法的経営に関連させて考えれば、その性格はより明確になってくる。つまり、彼らは荘園主の経営において必要な時に投入し得る便利な労働力としての側面を持っているのである。手耨耕や収穫・脱穀など、荘園主の経営が需める時に随時動員が可能であり、その上、奴隸と違って自己の一定の経営を与えられているので、荘園主の負担ともならないわけである。ここにこそ「荘客」なる中間的性格を賦与された労働力の存在意義があり、奴隸に代って重要な地位を占めるに至る一つの理由があったと考えられるのである。

ところで、唐代における生産力発展は小農民経営の自立再生産への可能性をより大きくすること、小論にみてきた通りである。とすれば、当然「荘客」も荘園経営から自立してゆこうとする。一方、荘園主は彼らが必要とし隸属させておこうとする。かくて、ここに「荘客」と荘園主との間の矛盾関係が発生するのである。この「荘客」の自立・隸属二方向への相反する動きは以後、より明確になり、宋代の所謂地主・佃戸関係の様々な局面を現出させる一要因ともなっていくと考えられるのである。

ともあれ、我々は二牛二頃十人を単位とする大農法的経営も、「荘客」などの存在を前提として、十分成立してゆくことを知るのである。もし、これが「荘客」ではなく雇傭労働者のみであったとしても、剰余は少なくなるが、再生産は可能であろう。

かくて、我々は華北畑作農業経営における二つのモデルタイプを抽出し得たことになる。それは大農法・小農法の違いはあるが、共に自立再生産の可能性を持つ経営なのである。このような二つの経営は元代にはより明確になってゆくようである。王禎『農書』に見られるような、畜力の最大限の利用と一方における手労働具の発達、「鋤社」なる互助組織の存在等々は、この二つのタイプ各々の経営発展を示すものと見なされる。

ともあれ、かかる唐代の農業経営のあり方は、漢六朝期の大農法的経営の変質として、また、他人の労働力を含まない小経営の登場として、歴史的に捉えることができるのである。

① 熊代幸雄氏、前掲「東アジア犁耕文化の形成」、「乾地農法における  
精耕細作の基礎」、参照。

② 西山武一氏「アジア農業の源流—華北耐旱畑作農法と江域田植稲作  
農法の形成—」（『アジア的農法と農業社会』所収）。

③ 『韋江州集』巻七 「視田家」  
微雨衆卉新、一雷驚蟄始、田家幾日閑、耕種從此起、丁壯俱在野、  
場圃亦就理、

④ 『旧唐書』巻八五 唐臨伝

…出為万泉丞、累有縣囚十数人、会春暮時雨、臨白令請出之、令不  
許、…令因請暇、臨召囚悉令婦家耕種、与之約、令婦繫所、

⑤ 王禎『農書』巻二 農桑通訣 鋤耕篇には  
旱田陸地、一犁必用兩牛・三牛或四牛、以一人執之、  
とあり、また、

同巻十二 農器圖譜 耕槩には

耕槩 旧制稍短、駕一牛或二牛、故与犁相連、今各処用犁不同、或  
三牛・四牛、

とある。ここから、元以降三頭・四頭挽犁が用いられるようになった  
ことがわかる。

⑥ 陕西省博物館・文管会「唐李壽墓壁畫試探」（『文物』一九七四・九）。

⑦ 『白氏長慶集』巻一一 「宿溪翁」  
溪南刈蕪草、溪北修牆屋、歲種一頃田、春驅兩黃犢、於中甚安適、  
此外無營欲、

また『全唐詩』巻六三六撰夷中「早發鄴北經古城」では  
微月東南明、双牛耕古城、但耕古城地、不知古城名、當昔置此城、  
豈料今日耕、  
と詠じている。

⑧ 『冊府元龜』巻一〇六 帝生部惠民二

（長興三年）帝謂侍臣曰、朕昨日出城觀稼、見百姓父子三人同曳犁  
耒耜、力農如是、深軫予懷、可賜耕牛二頭、

この記事は同巻七〇帝王部務農にもあり、『旧五代史』巻四三明宗紀  
にも引かれているが、ここでは牛の頭数を三とする。しかし、『太平  
御覽』巻八二三所引『後唐史』は「二」に作っている。また、この犁  
は三人で操作されているので、二頭挽用の犁と考えられ、賜与された  
牛も二頭とした方がよいと考える。

⑨ 天野元之助氏『中國農業史研究』増補版第三篇第二章スキの発達、  
参照。



⑩ 李昆声氏「雲南牛耕の起源」（『考古』一九八〇—三）。

⑪ 『新唐書』卷二二上兩蛮伝南詔

犁田以一牛三夫、前挽・中庄・後驅、然專于農、無貧賤皆耕、

⑫ 金毓黻氏「從榆林窟壁畫耕作圖談到唐代寺院經濟」（『考古學報』一九五七—二）第三圖、参照。

⑬ 前註⑩。また、飯沼二郎氏『農具』第一章参照。

⑭ 『太平広記』卷二八六所引「河東記」 「板橋三娘子」

…人皆熟睡、独（趙）季和軫展不寐、隔壁聞三娘子悉窺、若動物之聲、偶於隙中窺之、即見三娘子向覆器下、取燭挑明之、後於巾箱中、取一副粟糶、並一木牛・一木偶人、各大六・七寸、置於籠前、含水曬之、二物便行走、小人則牽牛爲糶糶、遂耕牀前一席地、來去數出、又於籠中、取出一粟糶妻子、受於小人種之、須臾生、花發麥熟、令小人收割持踐、可得七・八升、

内山知也氏によれば（『隋唐小説研究』）この話は「出曜經」に典故をもつとされる。しかし同時に、掲出した部分は作者（薛漁思）によって新たにつけ加えられたものとされている。

⑮ 『旧唐書』卷一五三 袁高伝

（貞元二年）委京兆府勸課民戸、勘實有地無牛百姓、量其地著、以牛均給之、其田五十畝已下人、不在給限、高上疏論之、…有田不滿五十畝者、尤是貧人、請量三兩家共給牛一頭、以濟農事、疏奏、從之、

⑯ 『旧唐書』卷一八五上 王方翼伝

（永隆中）以功遷夏州都督、属牛疫、無以當農、方翼造人耕之法、施閔鑿、使人推之、百姓頌焉、

⑰ 『宋会要輯稿』食貨六三 農田雜錄

（淳化）五年三月、以宋・毫・陳・潁州民無牛畜者、自挽犁而耕、因令逐処人戸团甲、每一牛官借錢三千、令自於江浙市之、

⑱ 『新唐書』卷一三四 楊慎矜伝

…会婢春草有罪、將殺之、（史）敬忠曰、勿殺、売之可市十牛、歲耕田十頃、慎矜從之、

⑲ 『王右丞集箋注』卷五所載儲光羲「同王十三維偶然作十首」

仲夏日中時、草木看欲焦、田家惜功力、把鋤來東臯、

⑳ 『瓊州集』卷五 「答馮魯秀才」

籩書勞應對、篇翰駁不尋、萊田失鋤耨、生苗安可任、徒令懶所問、想望東山岑、

㉑ 『真養』夏令卷之三 四月

鋤禾、禾生半寸、則一遍鋤、二寸則兩遍、三寸四寸令畢、功一人限四十畝、終而復始、

㉒ 『重修政和經史証類備用本草』卷二五 米穀部中品 粟米

臣禹錫等謹按孟詵云、…南方多番田種之、極易養、粒細香美、少虛怯、為灰中種之、又不鋤治故也、得北田種之、若不鋤之、即草醫死、若鋤之、即難養、都由土地使然耳、但取好地、肥瘦得所、由熟犁又細鋤、即得滑美、

㉓ 『通典』卷二 食貨屯田

大唐開元二十五年令、…諸屯田應用牛之處、山原川沢、土有硬軟、至於耕鑿、用力不同、土軟處、每一頃五十畝、配牛一頭、硬硬處、一頃二十畝、配牛一頭、即当屯之內、有硬有軟、亦準此法、其稻田、每八十畝、配牛一頭、

㉔ 『大唐六典』卷七 屯田郎中

諸屯田役力、各有程數、凡當種一頃、將單功百四十八日、禾二百八十三日、大豆一百九十二日、小豆一百九十六日、烏麻一百九十一日、麻四百八十九日、糜黍一百八十八日、麥一百七十七日、蕎麥一百六十日、…

㉕ 『新唐書』卷五〇 兵志

太宗貞觀十年、…士以三百人為团、团有校尉、五十人為隊、隊有正、

十人為火、火有長、

②6 『通典』卷一四八 兵一 立軍

一説、凡立軍、一人曰獨、二人曰比、三人曰參、比參曰伍、伍人為烈、有、二烈為火、立火、有長、五火為隊、五十人為頭、

②7 米田賢次郎氏「二四〇歩一畝制の成立について—商鞅變法の側面—」(『東洋史研究』二二六—四、一九六八年)、参照。

②8 『玉海』卷一七七所引『唐文粹』李韓「蘇州嘉興屯田紀績頌」

其序曰、…屯有都知、郡士為之、都知有治、即邑為之官府、官府既建、吏胥備設、田有官、官有徒、野有夫、夫有伍、上下相維如郡、吉凶相恤如鄉党、

②9 『通典』卷二 食貨屯田

大唐開元二十五年令、諸屯、隸司農寺者、每三十頃以下二十頃以上為一屯、隸州鎮諸軍者、每五十頃為一屯、

③0 「唐代の屯田と營田」(『史學雜誌』六三一、一九五四年)。

③1 『韓昌黎文集校注』卷四 「送水陸運使韓侍御婦所治序」

君曰、此未足為天子言、請益募人為十五屯、屯置百三十人、而種百頃、…朝廷從其議、秋果倍取、

③2 『新唐書』卷五三 食貨志

…因募人為十五屯、每屯百三十人、人耕百畝、

これらの数字の違いについて、青山定雄氏は『新唐書』の誤りであろうとされるが、小論の如く考えれば矛盾はない。

③3 『要術』卷一 種穀

雜陰陽書曰、禾生於粟或楊、九十日秀、秀後六十日成、

③4 日野開三郎氏「唐代租調庸の研究」二 租粟の額、参照。

③5 卷一九 太倉署

給公糧者、皆承尚書省符、

丁男日給米二升・塩二勺五撮、妻妾老男小則減之、

③6 『大唐六典』卷一七 典廩署

凡象日給粟六圍、馬・駝・牛各一圍、羊十一共一圍、…凡象日給稻・菽各三斗・塩一升、馬粟一斗・塩六勺、乳者倍之、駝及牛之乳者・運者、各以斗菽、田牛半之、駝塩三合、牛塩二合、

③7 この点、成立年代の異なると思われる巻頭雜説との間に若干の違いがあるが、本文の記述に従っておく。

③8 『通典』卷一 食貨田制

太武帝初、為太子監國、曾令有司、課畿内之人、使無牛家以人牛力相質、墾殖鋤耨、其有牛家与無牛家一人種田二十畝、償以耘鋤功七畝、如是為差、

なお、この「二十畝」は、『魏書』卷四下世祖紀では「二十二畝」とする。

③9 前掲「二四〇歩一畝制の成立について」。

④0 卷三 農桑通訣 鋤治篇

其所用之器、自撮苗後、可用以代耨鋤者、名曰耨鋤、其功過鋤功數倍、所辦之田、日不啻二十畝、

④1 拙稿「唐代後半期の農民階層と土地所有—小説史料を中心に—」(『東洋史研究』三六一、一九七七年)。

④2 この大畝・小畝の換算については、西山・熊代氏(『校訂訳註齊民要術』)と天野氏(『中國畝制考』)、『東亞經濟研究』復刊三、一九五八年)・米田氏(所謂『齊民要術卷頭雜説』)について、『史林』四八

一、一九六五年)との間で異なっているが、ここでは後者に従っておく。

④3 「南宋に於ける麦作の奨励と二毛作」(『宋代經濟史研究』所収)では、南宋の麦取獲量を「毎畝一石一斗以下五斗であったであろう」(二九五頁)とされている。

④4 もし小豆を作ったとすれば、『要術』卷二小豆所引『汜勝之書』に

養美田畝可十石、以薄田尚可畝取五石、(石声漢『汜勝之書今釈』・万国鼎『汜勝之書輯釈』作「收」)。

とあるので、漢代の単位で畝当り五く十石とれたことになる。

⑭ 『唐会要』卷八九 疏整利人

(建中元年四月) 京兆尹敞郢：奏曰、…其内闔丁皆京兆人、于当处

當田、月一替、其易可見、然每人月給錢八千、糧食在外、

⑮ 唐代官僚の月俸制に因しては横山裕男『唐代月俸制の成立について

—唐官僚俸祿攷の一—(『東洋史研究』二七)三、一九六八年、等参照。

⑯ 『太平広記』卷五三所引『統文怪録』「麒麟客」

麒麟客者、南陽張茂実客備僕也、茂実家於華山下、唐大中初、偶遊

洛中、飯僕于南市、得一人焉、其名曰王發、年可四十余、備作之直

月五百、勤幹無私、出於深誠、

⑰ 『太平広記』卷二三所引『原仙(化)記』「馮俊」

唐貞元初、広陵人馮俊、以傭工資生、多力而愚直、故易售、常遇一

道士、於市買藥、置一囊、重百余斤、募能獨負者、當倍酬其直、俊

乃請行、至六合、約酬一千元、至彼取資、

⑱ 前掲『唐代租調庸の研究』二Ⅱ租粟の額、参照。

⑲ 『陸宣公翰苑集』卷二二「均節賦稅恤百姓六条」第六条

## おわりに

以上、我々は唐代華北の農業生産力の発展段階を確認しつつ、農業経営のあり方を考えてきた。そこでは、自明の事柄をもでるだけ史料をあげて確認してきた。にもかかわらず推測に従わざるを得ない点も多かったこと、また事実である。けれども、唐代の農業経営について、労働過程にふみ込んだ検討をもある程度までなし得たと考える。今後の研究のささやかな見通しを持つことはできたわけである。

今京畿之内、每田一畝官稅五升、而私家收租、殆有畝至一石者、是二十倍於官稅也、

① 『元氏長慶集』卷三八「同州奏均田」

当州京官及州縣官職田・公廨田并州使官田・驛田等

右、臣当州百姓田地、每畝只稅粟九升五合・草四分・地頭・權酒錢

共出二十一文曰下、

② 「玄宗時代を中心として見たる唐代北支禾田地域の八・九兩等戸に

就いて—主として土地關係を中心として—(『社会経済史学』二一)一

五・六、一九五五年。

③ 「漢六朝期に於ける大土地所有と経営」(『東洋史研究』三三)一一・

二、一九七四年)。

④ 宮崎市定氏「部曲から佃戸へ—唐宋間社会変革の一面—」(『宮崎市

定アジア史論考』中、所収) 参照。また、拙稿「唐律における『部

曲』について」(『奈良大学紀要』七、一九七九年)において若干の整

理と問題提起を行なった。

⑤ 中国における、これら二つの農法の流れについては、渡辺信一郎氏

「中国における律令制と社会構成」(『歴史学研究』一九七六年別冊)

参照。

ただ、小論における分析はあくまで農業生産自体の側面からのものである。労働過程におけるいわば論理的要請の面を強調して経営を考え、具体的階層と対応させたのであった。それ故、捨象せざるを得なかった点も多い。例えば、織物などの家内手工業、また商品作物的性格をもつ蔬菜類栽培などはとり上げることができなかった。また、農業経営の生産関係の規定にも言及してはいない。これらの課題は水田稲作の生産と経営を分析するという課題と共に別稿に譲りたいのである。

また、唐代の農業経営についてはこれまであまり明らかにされることはなかった。それ故、誤りをおかしている点も多いと思われる、大方の御指教を乞う次第である。

(本稿は一九七九年度文部省科学研究補助金による奨励研究(A)「唐宋変革期に於ける土地所有と経営の展開」の研究成果の一部である。)

(埼玉大学助教授

## The Production of Main Cereals and Agricultural Management in North China in the *T'ang* 唐 Period

by

Masaaki Osawa

The study on the age of reform between *T'ang* and *Sung* 宋 has been so far made on the tacit premise of the rapid advancement of producing powers in this age. But, on the other hand, we have neglected to specify the actual content of the premise. In this article I will take up various facets of the advancing productivity from the late *T'ang* period to Five Dynasties, and examine them in reference to the development of multiple cropping. And then, after considering the real forms of the intensive management from the viewpoint of labour process, I will try to set up two types, the large-scale farming and the small-scale one.

From this analysis we might conclude: in North China then multiple cropping was constantly brought into practice, adopting partially the method for maintaining the fertility of soil. And smallholders were oriented more clearly to reproducing themselves independently, while manors based on large-scale farming were in the process of transition with their own farming preserved. Here we can find a stage in the development of small-scale management.

## The Commercial Policy in *Yüan* 元 Dynasty: The System of *Ya-jên* 牙人 and the System of the Tax on Commerce

by

Tomoyuki Miyazawa

In this article, I take up the system of *ya-jên* and the system of the tax on commerce and consider the key-note of the commercial policy of *Yüan* dynasty in order to examine the role which it played in the development of commerce between *Sung* 宋 and *Ming* 明.

*Ya-jên*, having an influence on the distribution of merchandise, some-